

電気工事業の手引き 6 (届出の変更ー建設業許可あり)

2026.1
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

建設業許可を持っている電気工事業者の届出内容に変更があった場合は、すみやかに「電気工事業に係る変更届出書」を提出する必要があります。おもな変更内容ごとの必要書類は表のとおりです。

なお、変更届出書を提出後、県から交付される書類はありません。変更届出書は 2 部提出し、控えをお手元に保管しておいてください。郵送の場合は返信用封筒を同封してください。

【必要書類】

おもな変更内容	建設業許可の更新	氏名・名称	住所・営業所所在地	法人の代表者	営業所の名称・所在地	営業所の追加	主任電気工事士	主任電気工事士の免状種類	電気工事の種類
提出書類									
①電気工事業に係る変更届出書(様式第 19)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②建設業許可証の写し	<input type="radio"/>								
③建設業変更届出書の控の写し		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
④主任電気工事士に関する誓約書(県様式第 8 号)						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
⑤備付器具調書(県様式第 10 号)						<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
⑥雇用証明書(県様式第 9 号)						<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>		
⑦電気工事士免状のコピー						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑧主任電気工事士等実務経験証明書(県様式第 11 号)						<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>		
⑨登記事項証明書(履歴事項全部証明書)				<input type="triangle"/>					

①、④、⑤、⑥、⑧の様式は県のホームページからダウンロードできます。

○=必須書類。

△=申請者が個人の場合は申請者本人以外が主任電気工事士になる場合に必要。

申請者が法人の場合は役員以外が主任電気工事士になる場合に必要。

▲=第二種電気工事士が主任電気工事士になる場合に必要。

▽=建設業許可証の住所と登記の住所が異なる際に、登記住所を変更した場合に必要。

【窓口】

会社や営業所等の所在市町村	窓口	〒	住所	電話
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-3475
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	243-0004	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)

平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	254-0054	平塚市中里 50-1	0463-45-3150 (代表)
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	250-0042	小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)

電気工事業に係る変更届出書（様式第19）

●建設業許可番号更新の場合

↓建設業許可証

〒231 - 8588
神奈川県横浜市中区
日本大通
(株)神奈川電気
神奈川 小太郎 様

建設業第XXXX号
令和3年7月30日

神奈川県知事 黒岩祐治
一般建設業の許可について(通知)

令和3年6月XX日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

記

許可番号 神奈川県知事 許可(般-3) 第 99999 号
許可の有効期間 令和3年8月10日から令和3年8月9日まで

建設業の種類
管工事業 電気工事業

変更事項が何かを記載します

右上の「住所」「氏名又は会社名」「法人にあっては代表者の氏名」には建設業許可証に記載された、所在地、会社名、代表者の氏名を記載します。ただし、建設業許可証と登記簿の住所が異なる場合は、登記簿住所を記載の上、登記事項証明書(コピーでも可)を提出してください。

変更の理由を記載します

電気工事業に係る変更届出書

2021年9月1日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

(〒 231 - 8588) 電話 045 (210) 3475 番
住所 横浜市中区日本大通1
氏名又は
会社名
法人にあって
は代表者
の氏名
株式会社 神奈川電気
神奈川 小太郎

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
神奈川県知事 許可(般-3) 第 99999 号 令和3年8月10日

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
建設業許可番号 (般-28) 第99999号	(般-3) 第99999号

3 変更年月日
令和3年8月10日

4 変更の理由
建設許可更新のため

届出番号 神奈川県知事 届出第12345678号

変更前の内容を「従前の内容」に記載し、変更後の内容を「変更後の内容」に記載します。

※行政書士が申請を行なう場合は余白部分に、会社名、行政書士名、書類の送付先住所、TEL等を記載願います。

電気工事業開始届受理書に記載されている届出受理番号を記載します。